

高鍋西中学校 いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは深刻な人権侵害であり、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に長期に渡って重大な影響を与えるのみならず、その**生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるもの**である。

高鍋西中学校のいじめ防止基本方針（以下「基本方針」という。）は、生徒の尊厳を保持する目的のため、市町村・県・学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定に基づき、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

高鍋西中学校では、いじめの防止、早期発見の対策、迅速な誠意ある対応、関係機関との連携等、基本方針に基づいて、組織的な対応を行うこととする。

令和5年7月 改定

高鍋町立高鍋西中学校

もくじ

| | | |
|------|----------------------------|----|
| 第1 | いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項 | |
| 1 | いじめの定義 | 3 |
| 2 | いじめの防止等に関する基本的考え方 | 3 |
| (1) | いじめの防止 | 4 |
| (2) | いじめの早期発見 | 4 |
| (3) | いじめへの対応 | 4 |
| (4) | 地域や家庭との連携 | 4 |
| (5) | 関係機関との連携 | 4 |
| 第2 | いじめの防止等のための対策の内容に関する事項 | |
| 1 | いじめの防止等のための組織 | 5 |
| 2 | いじめの防止等に関する措置 | 5 |
| (1) | 生徒が主体となった活動 | 5 |
| (2) | 教職員が主体となった活動 | 5 |
| (3) | いじめの早期発見 | 6 |
| (4) | いじめへの対応 | 6 |
| (5) | 地域や家庭との連携について | 6 |
| (6) | 関係機関との連携について | 7 |
| (7) | いじめられた生徒とその保護者への支援 | 7 |
| (8) | いじめた生徒とその保護者への支援 | 7 |
| (9) | 保護者同士が対立する場合などの支援 | 8 |
| (10) | インターネット上のいじめの対策 | 8 |
| 3 | その他の留意事項に関する措置 | 8 |
| (1) | 組織的な指導体制 | 8 |
| (2) | 校内研修の充実 | 8 |
| (3) | 校務の効率化 | 9 |
| (4) | 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実 | 9 |
| (5) | 地域や家庭との連携について | 9 |
| (6) | 関係機関との連携について | 9 |
| 4 | 重大事態への対処 | 10 |
| 第3 | その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項 | |
| 1 | 基本方針の点検と必要に応じた見直し | 10 |

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの定義

生徒に対して、一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、**当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいじめという。**

（いじめ防止対策推進法第2条）

- (1) 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、**いじめられた生徒の立場に立って**対応します。
- (2) 「**物理的な影響**」とは、身体的な影響のほか、**金品をたかられたり、物を隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすること**などを意味します。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。
- (3) いじめられた生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない事例があります。例えば、**好意から行った行為が意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導**するなど、柔軟な対応をすることもあります。
- (4) **具体的ないじめの態様**は、以下のようなものがあります。
 - ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
 - ・ 仲間はずれ、集団から無視をされる
 - ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
 - ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
 - ・ 金品をたかられる
 - ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、物を壊されたり、捨てられたりする
 - ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
 - ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等
- (5) これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。

これらについては、**教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取ります。**

2 いじめの防止等に関する基本的考え方

生徒一人一人は、かけがえのない存在であり、学校は、その一人一人の育ちを保障する場であるとの認識に立ち、地域、家庭、関係機関と連携し、以下に示すようないじめの防止等の取組を行います。

(1) いじめの防止

- ア **いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうる**ことを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要である。そこで、本校においては、**教育活動全体を通して、心の通う対人関係を構築できるよう、豊かな人間性や社会性を育てる教育**を目指します。
- イ 全ての生徒が安心でき、**自己有用感や自己肯定感を味わうことができる学校生活づくり**を、学級経営や係活動、行事を通して行います。
- ウ いじめの問題への取組の重要性について町民全体に認識を広め、**地域、家庭と一体となった取組**を推進するための普及啓発を行います。

(2) いじめの早期発見

- ア **いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりする**など、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知するようにします。
- イ **保護者へは、生徒にいじめの兆候が見られないか、日頃から留意**するとともに、その状況の把握に努めるよう啓発をします。
- ウ いじめの早期発見のため、**定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等**により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童生徒を見守ります。

(3) いじめへの対応

- ア いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、**いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行います**。また、家庭や町教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携をします。
- イ 教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深め、**一職員で対応することなく、学校における組織的な対応を行います**。

(4) 地域や家庭との連携

- ア **社会全体で生徒を見守り**、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携をします。

(5) 関係機関との連携

- ア いじめの問題への対応においては、例えば学校において、いじめを行った生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その**指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（町教育委員会、警察、児童相談所、医療機関等）との適切な連携をします**。また、警察や児童相談所等との適切な連携を図るため、平素から学校や町教育委員会等と関係機関の担当者との情報の共有を積極的に行います。
- イ 教育相談の実施に当たり、**必要に応じて医療機関などの専門機関との連携を図ったり**、学校以外の相談窓口についても生徒へ適切に周知したりするなど、学校と関係機関が連携して取り組みます。

第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

1 いじめの防止等のための組織

いじめの防止等を実効的に行うため、「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、いじめ事案発生時は緊急に開催することとします。毎週木曜日の職員終礼を「生徒理解の日」と位置づけ、各学年の生徒の状況について細かく情報交換を行います。また、学期始めに生徒理解の時間を設定し、情報交換や指導に関することを全職員で共通理解します。

【いじめ・不登校対策委員会員】

校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、関係教諭、その他

【活動】

- 学校いじめ防止基本方針作成
- 年間指導計画の作成
- 生徒理解（早期発見）のための時間の確保、共通理解
- 教育相談の企画・実施及び事後の対応
- アンケート調査及び結果の整理・分析・対応
- いじめが疑われる案件の事実の確認と対応の方針の検討
- 要配慮生徒への支援方針決定

2 いじめ防止等に関する措置

(1) 生徒が主体となった活動（リーダーシップ・メンバーシップ）

ア 望ましい人間関係づくりのために、**生徒が主体となって行う活動**の機会を年間を通じて設けます。

- ・ 学級組織づくり（一人一役）
- ・ 学級プログラム委員会の話し合い活動の実施
- ・ 学年プログラム委員会の話し合い活動の実施
- ・ 全校各種委員会の話し合い
- ・ 行事への積極的な取組

イ **生徒同士で悩みを聞き合い、相談し合うピア・サポート活動**を推進します。

- ・ 生徒会による相談箱の設置
- ・ 特別活動等における生徒同士の相談活動の推進

ウ いじめへの理解や過去の事例について、**生徒が学ぶ機会を、生徒自身の手で企画・実施**します。

- ・ 生徒会による合唱コンクールや体育大会など学校行事の企画・運営
- ・ 生徒会によるいじめ防止の取組の企画・運営

(2) 教職員が主体となった活動

ア 生徒の規範意識、所属意識を相互に高め、**自己存在感を育む授業づくり**を目指します。

- ・ 一人一役の係活動への支援と励ましの言葉かけ
- ・ 一人一人を大切に学級づくり、学年集団づくり

イ 日常的に**生徒が教職員に相談しやすい環境づくり**に努めるとともに、学期に1回、全生徒対象の教育相談週間を設け、生徒に寄り添った相談体制づくりを目指します。また、月に1回、学校生活に関するアンケート「スクールライフチェック」を実施し、ストレス度や悩みについてのアンケートを実施し、結果を受けて具体的な相談・手立てを行います。

- ・ 教育相談の実施とその後の対応
- ・ 日常的なチャンス相談（気になる生徒との相談）

ウ 教科や学級活動の時間等を中心として、**人権教育や情報モラル教育を実施**し、いじめは絶対に許されないという人権感覚を育むことを目指します。

- ・ 道徳科における「いじめ防止プログラム」の実施
- ・ 教科や学級活動等を中心とした人権教育や情報モラル教育の充実

エ **家庭、地域ぐるみでいじめ防止への取組**を進めるため、保護者や地域との連携を推進します。

- ・ P T A総会での学校の方針説明
- ・ 学校通信を活用したいじめの防止活動の啓発
- ・ 参観日での学級懇談会の充実
- ・ 学校公開（オープンスクール）の実施
- ・ 保護者を対象とした研修会（家庭教育学級など）の開催
- ・ 西区民生委員との情報交換会の実施

(3) いじめの早期発見

ア **いじめられた生徒、いじめた生徒や周りの生徒が発するサイン**を、教職員及び保護者で共有します。

- (ア) 生徒が発する具体的なサインの作成と共通理解
- (イ) いじめにつながる言動の確認・観察の視点の共通理解

イ **定期的に教育相談週間**を設け、生徒が相談しやすい雰囲気づくりを目指します。

- (ア) 教育相談週間の設定
- (イ) いじめの相談窓口の周知

ウ いじめの事実がないかどうかについて、全ての生徒を対象に**定期的なアンケート調査**を実施します。

- (ア) ストレス度に関するアンケート（スクールライフチェック）の実施（毎月）
- (イ) 教育相談前の悩みアンケートの実施（学期1回）
- (ウ) 県下一斉のアンケートの実施

エ いじめ不登校対策委員会において、上記相談やアンケート結果のほか、各学級担任等のもっている**いじめにつながる情報、配慮を要する生徒に関する情報等を収集**し、教職員間での共有を図ります。

- (ア) 職員会議での情報の共有
- (イ) 進級時の情報の確実な引き継ぎ
- (ウ) 過去のいじめ事例の蓄積

(4) いじめへの対応

ア 迅速な事実確認と被害生徒の保護

いじめがあることが確認された場合、**学校は直ちに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事情を確認**した上で適切に指導する等、**組織的な対応**を行います。また家庭や町教育委員会への連絡・相談や事案に応じ、関係機関と連携をします。

イ 組織的な対応の体制整備

教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深め、**学校における組織的な対応**を可能とするような体制整備を行います。

(5) 地域や家庭との連携について

ア 社会全体で生徒を見守り健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携をします。

イ より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域や家庭が組織的に連携・協働する体制を構築します。

(6) 関係機関との連携について

ア いじめの問題への対応においては、例えば学校や町教育委員会において、いじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関等）との適切な連携が必要であり、警察や児童相談所等との適切な連携を図るため、平素から学校や町教育委員会と関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておきます。

イ 教育相談の実施に当たり、必要に応じて医療機関などの専門機関との連携を図ったり、学校以外の相談窓口についても児童生徒へ適切に周知したりするなど、学校や町教育委員会が、関係機関による取組と連携します。

(7) いじめられた生徒とその保護者への支援

【いじめられた生徒への支援】

いじめられた生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに全力で守り抜くという「いじめられた生徒の立場」で、継続的に支援していきます。

- ・ 安全・安心を確保する
- ・ 心のケアを図る
- ・ 今後の対策について、共に考える
- ・ 活動の場等を設定し、認め励ます
- ・ 温かい人間関係をつくる
- ・ 関係機関との連携も視野に入れる

【いじめられた生徒の保護者への支援】

いじめ事案が発生したら、複数の教職員で対応し学校は全力を尽くす、という決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにします。

- ・ じっくりと話を聞く
- ・ 苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す
- ・ 親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める

(8) いじめた生徒への指導又はその保護者への支援

【いじめた生徒への指導】

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめた生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行います。

- ・ いじめの事実を確認する
- ・ いじめの背景や要因の理解に努める
- ・ いじめられた生徒の苦痛に気付かせる
- ・ 今後の生き方を考えさせる
- ・ 必要がある場合は適切に懲戒を行う

【いじめた生徒の保護者への支援】

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明します。

- ・ 生徒や保護者の心情に配慮する
- ・ いじめた生徒の成長につながるように教職員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える
- ・ 何か気付いたことがあれば報告してもらう

(9) 保護者同士が対立する場合などへの支援

教職員が間に入って関係調整が必要となる場合には中立、公平性を大切に対応します。

- ・ 双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き寄り添う態度で臨む
- ・ 管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある
- ・ 教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す
- ・ いじめが起きた集団への働きかけ（被害・加害生徒だけでなく、面白がって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめの問題を解決する力を育成していきます）
- ・ 勇気をもって「いじめはダメだ」と言えるような生徒の育成に努める
- ・ 自分の問題として捉えさせる
- ・ 望ましい人間関係づくりに努める
- ・ 自己有用感が味わえる集団づくりに努める

(10) インターネット上のいじめの対策

ア 特定の間関係の中で行われる外部から見えにくい情報通信（クローズドコミュニケーション）を通じて行われる生徒のインターネットやSNSを利用したいじめ（以下「インターネット上のいじめ」という。）を監視するため、**県教育委員会が取り組むネットパトロールへの必要な協力を行うとともに、情報モラル教育関連サイトや関連資料の掲載をはじめ、ネットいじめの相談**を受け付けるために設けている投稿サイト等を周知します。

イ 生徒及びその保護者に対し、インターネット上のいじめは、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性などにより、**拡散した情報を消去することは極めて困難であること、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず多くの人々に多大な被害を与える可能性があること**、また重大な人権侵害に当たり、被害者に深刻な傷を与えかねない行為であること、**刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象**となり得ることなどを理解させる取組を行います。

その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネット上のいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、PTA総会や特別活動などを通じた**情報モラル教育等の必要な啓発活動**を行います。

ウ 携帯電話やインターネット利用に係る実態把握と、それを踏まえた対応・対策の周知を図るとともに、状況に応じて関係機関との連携を図ります。

3 その他の留意事項に関する措置

(1) 組織的な指導体制

いじめを認知した場合は、**教職員が一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応**するため、いじめ不登校対策委員会による緊急対策会議を開催し、指導方針を立て組織的に取り組みます。

(2) 校内研修の充実

本校においては、基本方針を活用した**校内研修を実施し、いじめの問題について、全ての教職員で共通理解を図ります。**

また、教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身に付けさせるなど教職員の指導力やいじめの認知能力を高める研修、スクールソーシャルワーカーやカウンセラー等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究を計画的に実施していきます。

(3) 校務の効率化

教職員が生徒と向き合い、相談しやすい環境をつくるなど、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど校務の効率化を図ります。

(4) 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実

いじめの実態把握の取組状況等、学校における取組状況を点検するとともに、県教育委員会が作成している「教師向けの生徒指導資料」や、「児童生徒にとって魅力ある学校づくりのためのチェックポイント」、「いじめ問題への取組に関するチェックシート」の活用を通じ、学校におけるいじめの防止等の取組の充実を目指します。

(5) 地域や家庭との連携について

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTAや学校評議員、地域との連携促進、学校運営協議会で学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築していきます。

(6) 関係機関との連携について

いじめは学校だけの解決が困難な場合があるため、情報交換だけでなく一体的な対応をしていきます。

ア 教育委員会との連携

- ・ 関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法
- ・ 関係機関との調整

イ 警察との連携

- ・ 心身や財産に重大な被害が疑われる場合
- ・ 犯罪等の違法行為がある場合

ウ 福祉関係との連携

- ・ スクールソーシャルワーカーの活用（県教育委員会への依頼）
- ・ 家庭の養育に関する指導・助言
- ・ 家庭での生徒の生活、環境の状況把握

エ 医療機関との連携

- ・ 精神保健に関する相談
- ・ 精神症状についての治療、指導・助言

4 重大事態への対処

(1) いじめ事案が次の状況にある場合には、重大事態として直ちに校長が町教育委員会に報告するとともに、町教育委員会が設置する重大事態調査のための組織（西都児湯いじめ問題対策委員会）に協力することとします。

- 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
 - ・ 生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 高額の金品を奪い取られた場合など
- 生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合
 - ・ 年間の欠席が30日程度以上の場合
 - ・ 連続した欠席の場合は、状況により判断する

- (2) 事案について、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、個人情報保護に配慮しつつ、適時・適切な方法で説明します。

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

1 基本方針の点検と必要に応じた見直し

- (1) 町は、町の基本方針の策定から3年を目途として、国・県の動向等を勘案して、基本方針の見直しを検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じます。
- (2) 町は、学校における学校基本方針について、策定状況を確認し公表します。